

# 山口県報

令和3年  
12月10日  
(金曜日)

## 目次

○告示

道路の区域の変更(道路整備課).....

道路の供用の開始(道路整備課).....

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課).....

○公告

契約の締結(デジタル・ガバメント推進課).....

県営川西中地区農業競争力強化基盤整備事業に係る不換地の指定(農村整備課).....

公共測量の実施(監理課).....

周南都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....



### 山口県告示第三百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年十二月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
路線名 宇部船木線  
道路の区域

### 山口県告示第三百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十二月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区域間	供用開始の期日
県道 宇部船木線	宇部市西宇部南三丁目一三四六の二地先から同市同町一三四五の二地先まで	令和三年十二月十一日

### 山口県告示第三百六十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、山口県立大学一号館等機械設備工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和三年十二月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立大学一号館等機械設備工事
- (一) 工事場所 山口市桜島六丁目及び宮野下地内
- (二) 工事の概要

区間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
宇部市西宇部南三丁目一三四六の二地先から同市同町一三四五の二地先まで	最狭 七・七 最広 七・九	最狭 七・二 最広 七・一	十八・五	十八・五	道路改良工事の完了による。

鉄筋コンクリート造 地上五階建	構 造	延 べ 面 積
		三、五六九平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和二年山口県告示第四百二十二号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（管工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和三年十二月九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の管工事の数値が八百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下

「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和四年一月十一日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和四年一月二十八日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすること。



(二五四) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和三年十二月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

ネットワーク強化環境構築業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和三年十一月十七日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 広島市南区比治山本町二一番二〇号

六 契約金額

二億九千六百九十九万七千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二五五) 県営川西中地区農業競争力強化基盤整備事業に係る不換地の指定  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営川西中地区農業競争力強化基盤整備事業の施行に係る地域につき、次の従前の土地を換地を定めない土地として指定しました。

令和三年十二月十日

土地の所在地	地目	面積 (平方メートル)
山口市深溝字下溝畑五七八	畑	四二
〃 〃 〃 字前田五九五の二	〃	二〇四
〃 〃 〃 〃 六〇〇の四	〃	二八四
〃 〃 〃 〃 〃 字他屋六〇五の二	雑種地	一八
〃 〃 〃 〃 〃 六〇五の三	〃	三・三四
〃 〃 〃 〃 〃 一〇一九三	原野	一二五
〃 〃 〃 〃 〃 〃 字今井西六七七	畑	五三八
〃 〃 〃 〃 〃 〃 六七八	〃	四二四
〃 〃 〃 〃 〃 〃 江崎字上河内四〇三六の一	〃	一九〇
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 四〇四〇の一	〃	二五六
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 字森ノ下四一一四	田	一、八六九
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 四一一五	〃	四四四
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 四一二一	〃	九四七

(二五六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、柳井市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年十二月十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類  
 公共測量(数値地形図データ更新)
- 二 作業の地域  
 柳井市
- 三 作業の期間  
 令和三年十一月二十九日から令和四年三月二十六日まで

(二五七) 周南都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画汚物処理場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年十二月十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称  
 周南都市計画汚物処理場百一光市し尿等受入施設
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
 山口県土木建築部都市計画課

令和三年十二月十日  
発行

発行人

山口県知事